

日高町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

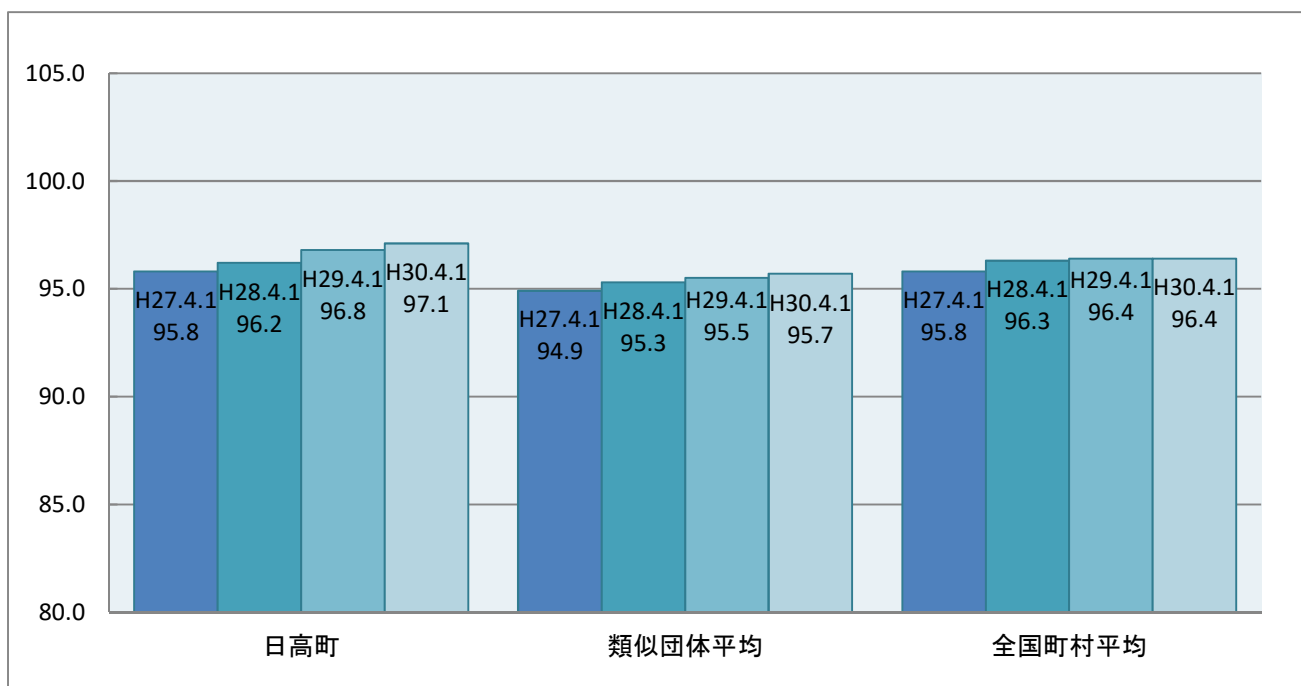
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 12,355	千円 11,739,324	千円 201,340	千円 1,525,793	% 13.0	% 14.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	人 175	千円 647,401	千円 122,381	千円 258,109	千円 1,027,891	千円 5,874	千円 5,553

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

②ラスパイレス指数が3年連続で上昇している要因は、給与制度の総合的見直しに伴う給料表の引き下げ後、給与改定、昇格、昇級により現給保障者の割合が少なくなったため年々上昇している

(4) 給与改定の状況

※日高町では人事委員会は設置されておりません。

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
30年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し 【**実施** 未実施】

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級及び2級の初任給については号俸の引下げはなし。3級以上の高位号俸は最大4%の引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表は、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

日高町では、国基準による一般給与法を引用しているため地域手当の見直しは該当ありません。

(参考)

支給地域	平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合		平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
札幌市	3%	3%	3%	3%
日高町	—	—	—	—

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
日高町	42.7 歳	310,017 円	368,676 円	347,361 円
北海道	44.2 歳	326,697 円	392,780 円	369,693 円
国	43.5 歳	329,845 円	-	410,940 円
類似団体	41.8 歳	303,249 円	346,541 円	328,592 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
日高町	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	-	-	-	-
うち用務員	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円	用務員	55.6	207,200	*
北海道	54.0 歳	208 人	335,946 円	364,815 円	355,305 円	-	-	-	-
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	-	328,637 円	-	-	-	-
類似団体	49.4 歳	7 人	269,001 円	288,878 円	278,551 円	-	-	-	-

区 分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
日高町	*	-	-
うち用務員	*	2,808,700	*

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています。（平成27年～平成29年の3カ年の平均）
 ※技能労務職員の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

3 個人情報保護の観点から、対象となる職員が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク*」としています。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		日高町	北海道	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	179,200 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	147,100 円	147,100 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

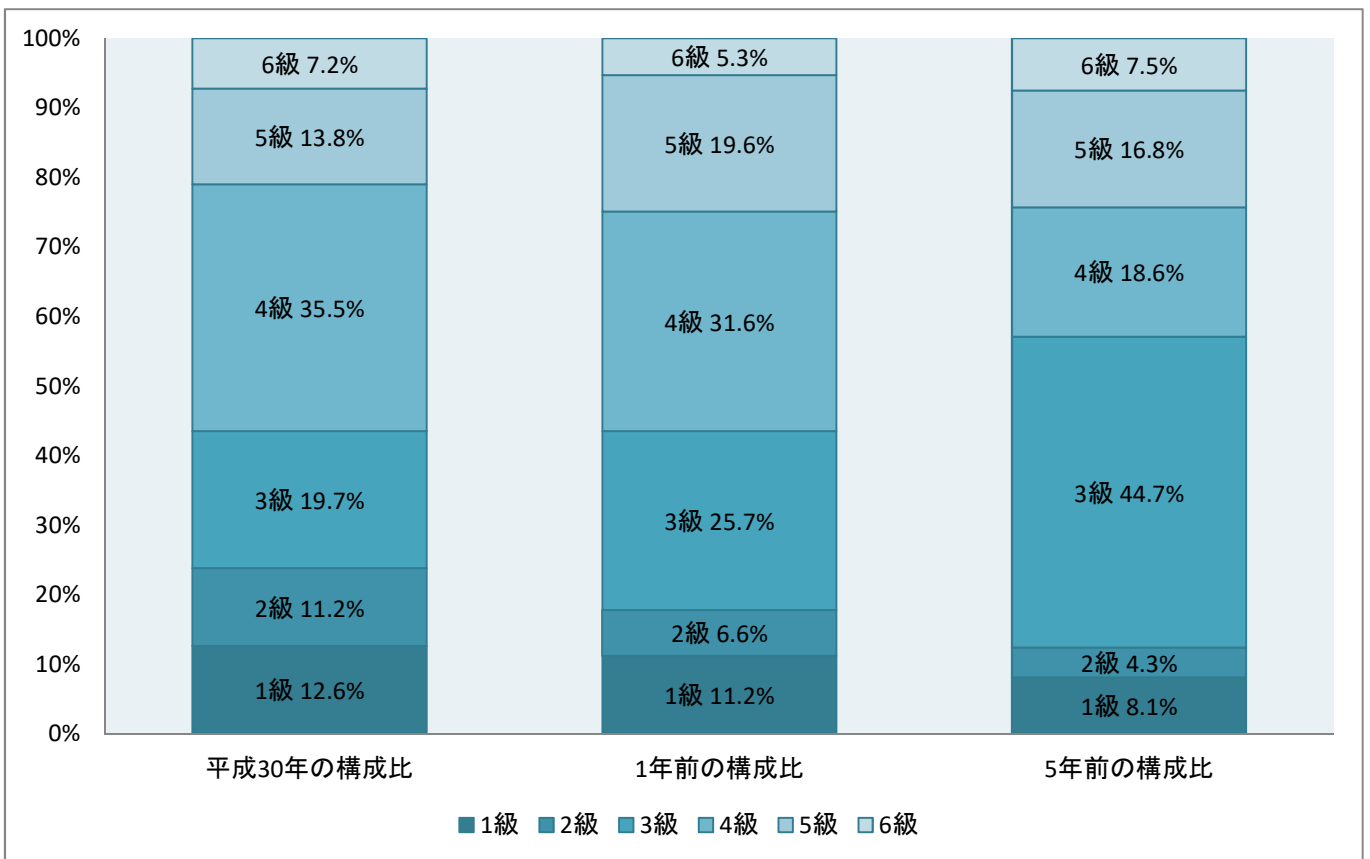
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,133 円	359,833 円	380,933 円	396,500 円
	高 校 卒	236,800 円	322,953 円	357,092 円	379,225 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	* 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

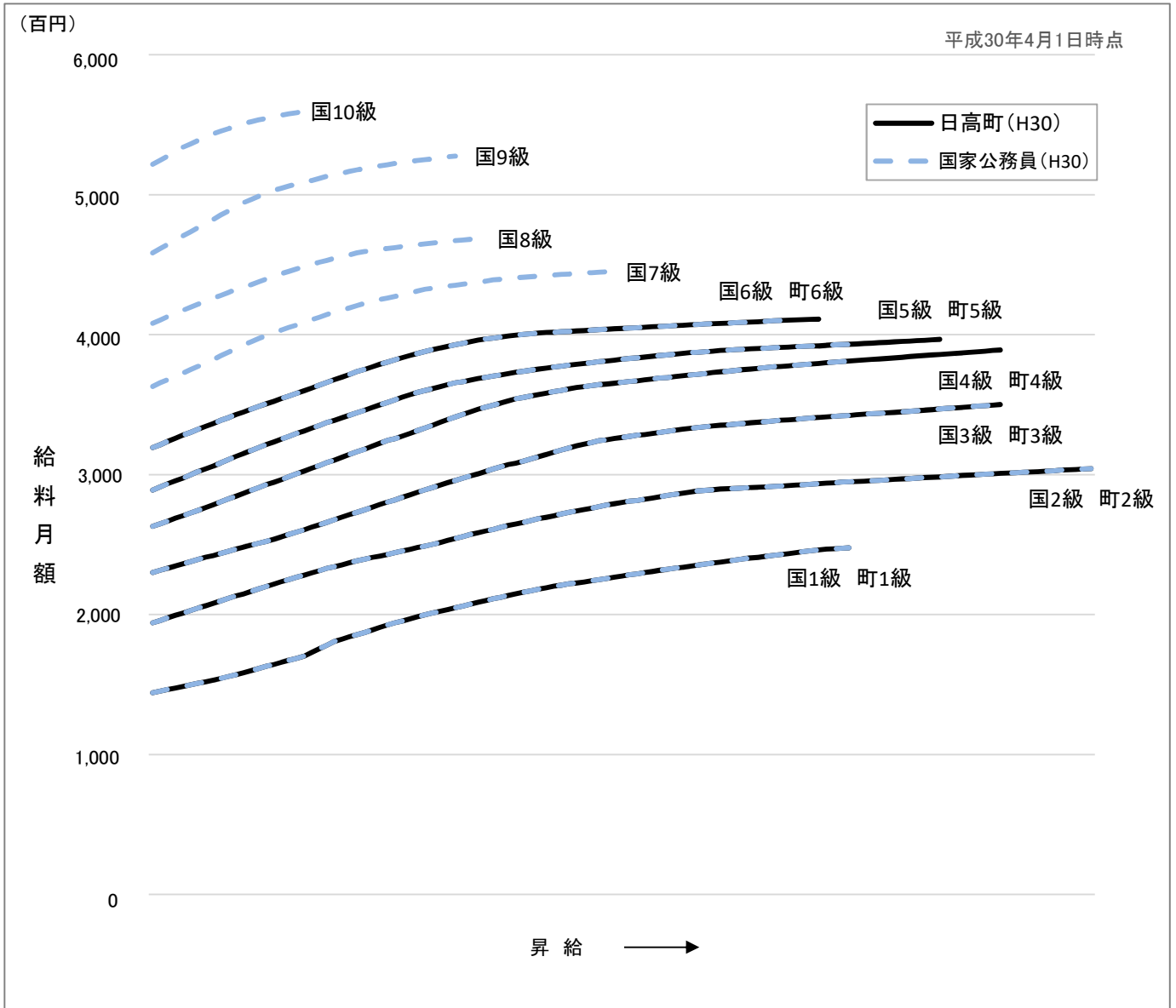
区分	標準的な職務内容	職員数（人）	構成比（％）	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	11	7.2	318,500 円	410,600 円
5級	課長・参事	21	13.8	288,000 円	396,200 円
4級	主幹	54	35.5	262,000 円	388,600 円
3級	主査・上席主事・上席技師	30	19.7	228,900 円	349,600 円
2級	主事・技師	17	11.2	192,700 円	303,800 円
1級	主事・技師	19	12.6	142,600 円	247,100 円

- (注) 1 日高町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	○		○	
ロ 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

日高町	北海道	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 1,478 千円	1人当たり平均支給額 (29年度) 1,673 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.8 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (平成29年4月1日現在)

日高町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	19,996 千円	19,660 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

※日高町では地域手当は支給ありません。

支給実績 (29年度決算)	— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	— 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区 (1級地)	18 %	— 人	18 %
大阪市等 (2級地)	15 %	— 人	15 %
横浜市等 (3級地)	12 %	— 人	12 %
千葉市等 (4級地)	10 %	— 人	10 %
仙台市等 (5級地)	6 %	— 人	6 %
札幌市等 (6級地)	3 %	— 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)	— (—)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出)

(4) 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		84	千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		3,000	円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		16.0	%
手当の種類 (手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価
1 防疫作業手当	感染症菌又は家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険性のある物件の処理作業に従事する職員	- 千円	日額 400円
2 死体処理作業手当	死体処理作業に従事する職員	- 千円	日額 1,000円
3 有害虫駆除作業手当	有害虫 (蜂) の除去、殺虫作業に従事する職員	10 千円	日額 500円
4 動物殺処分捕獲等作業手当	動物の捕獲、殺処分又は動物の死骸の処理作業に従事する職員	42 千円	日額 大動物 800円 小動物 400円 動物の死骸処理は1/2の額
5 山林内業務手当	山林内において立木の毎木調査及びその他の調査業務に従事する職員	32 千円	日額 毎木調査 (4時間以上) 1,200円 その他の調査 1/2の額

(5) 時間外勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)	40,245 千円
職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	390 千円
支給実績 (28年度決算)	39,994 千円
職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	384 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (28年度決算、29年度決算) 同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)」であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・父母等 1人 6,500円 ・子ども 1人 10,000円 (16歳～22歳の子（特定加算） 1人 5,000円) 	同	—	19,554 千円	141,695 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家及び借間 家賃額が月額12,000円を超える場合 ○家賃23,000円以下（家賃額－12,000円） ○家賃23,000円超55,000円未満 （家賃額－23,000円）×1/2+11,000円 ○家賃55,000円以上 27,000円 ○単身赴任手当支給職員で配偶者等が居住する住宅を借り受け家賃を支払っている職員 上記算出額の1/2の額 ・自己所有（扶養親族所有）する住宅に居住している職員で世帯主である者 13,500円 	異	自己所有住宅の支給	20,763 千円	142,212 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃等相当額により55,000円を限度に支給 ・自動車等使用者 通勤距離（片道2km以上）に応じ、3,000円～31,600円の範囲内で支給 	異	距離区分と支給金額（自家用車等利用者）	7,994 千円	43,445 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・総合支所長 56,000円 ・課長職（6級） 51,900円 ・課長職（5級） 44,600円 ・参事、出張所長 37,000円 ・総括主幹 32,400円 	異	役職に応じ定額支給	17,909 千円	577,709 円
寒冷地手当	<ul style="list-style-type: none"> 世帯区分に応じ、11月から3月までの各月に在職する職員に支給 ・世帯主で扶養親族あり 1級地 26,380円 2級地 23,360円 ・世帯主で扶養親族なし 1級地 14,580円 2級地 13,060円 ・その他の職員 1級地 10,340円 2級地 8,800円 	同	—	14,111 千円	86,042 円
単身赴任手当	<ul style="list-style-type: none"> 異動等に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することになり、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に対し交通距離区分に応じ、23,000円～68,000円の範囲内で支給 	同	—	1,176 千円	392,000 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 宿直及び日直勤務した場合 1回 4,200円 	同	—	555 千円	4,200 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日、祝日に勤務した場合 ・6時間未満 勤務1回 6,000円 ・6時間以上 勤務1回 9,000円 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の深夜（午前零時～午前5時）に勤務した場合 ・6時間未満 勤務1回 3,000円 ・6時間以上 勤務1回 4,500円 	同	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
		（参考）類似団体における最高／最低額	
給 料	町 長	720,000 円	883,000 円 / 556,500 円
	副町長	590,000 円	703,000 円 / 514,400 円
報 酬	議 長	252,000 円	326,000 円 / 245,000 円
	副議長	207,000 円	269,000 円 / 184,000 円
	議 員	189,000 円	245,000 円 / 160,000 円
期末手当	町 長 副町長	（29年度支給割合） 4.40 月分	
	議 長 副議長 議 員	（29年度支給割合） 3.00 月分	
退職手当	町 長 副町長	（算定方式） 720,000円×4.66×1.1×在職年数 590,000円×2.94×1.1×在職年数	（1期の手当額） 14,762,880 7,632,240 （支給時期） 任期毎 任期毎
	備 考		

（注）1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

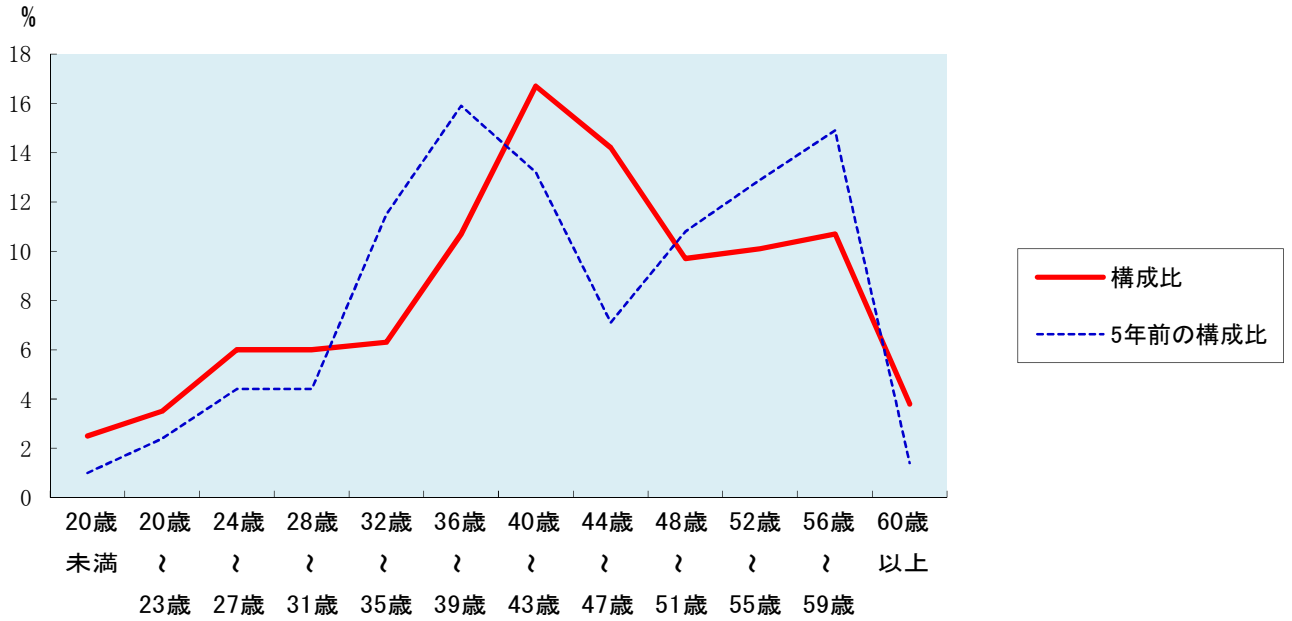
（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成30年	平成29年		
普通会計部門	議 会	3	3		
	総 務	52	52		
	税 務	10	10		
	農 水	19	18	1	・ 人事異動による増
	商 工	6	5	1	・ 人事異動による増
	土 木	16	17	▲ 1	・ 人事異動による減
	民 生	35	33	2	・ 新規採用保育所職員の増
	衛 生	9	9		
	計	150	147	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 121.41 人 （類似団体 95.2 人）
教育部門	29	28	1	・ 人事異動による増	
小 計	179	175	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.88 人 （類似団体 112.56 人）	
公営企業会計部門	病 院	108	98	10	・ 診療所開設による増
	水 道	8	9	▲ 1	・ 人事異動による減
	交 通				
	下水道	2	2		
	その他	21	19	2	・ 介護保険業務の充実による増
	小 計	139	128	2	
合 計	318 [335]	303 [323]	15	<参考> 人口1万人当たり職員数 257.38 人	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
(職員数)	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
H30	8	11	19	19	20	34	53	45	31	32	34	12	318
H25	3	7	13	13	34	47	39	21	32	38	44	4	295

(3) 職員数の推移

部門別	年度							過去5年間の増減数（率）
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
一般行政	148	153	150	149	147	150	2 (1.35%)	
教育	35	34	32	28	28	29	▲ 6 (▲ 17.14%)	
普通会計	183	187	182	177	175	179	▲ 4 (▲ 2.19%)	
公営企業会計	112	112	118	126	128	139	27 (24.11%)	
総合計	295	299	300	303	303	318	23 (7.80%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。